京都市告示第135号

都市計画法(以下「法」という。)第21条第2項の規定において準用する法第19条第1項の規定により,京都都市計画(京都国際文化観光都市建設計画)用途地域を変更したので,法第21条第2項の規定において準用する法第20条第1項の規定により次のとおり告示し,同条第2項の規定により当該都市計画の図書を縦覧に供します。

平成21年6月1日

京都市長 門川 大作

1 都市計画を定める土地の区域

変更する部分

中京区西ノ京原町,西ノ京下合町,西ノ京南原町,西ノ京銅駝町,西ノ京船塚町,西ノ京西月光町,西ノ京東中合町,西ノ京樋ノロ町,西ノ京小倉町,西ノ京東月光町,西ノ京永本町及び西ノ京星池町の各一部右京区山ノ内池尻町,西院小米町,西院日照町,西院安塚町,西院笠目町,西院四条畑町,西院坤町,嵯峨天龍寺椎野町,嵯峨天龍寺広道町,嵯峨天龍寺車道町及び嵯峨北堀町の各一部

2 縦覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地 京都市都市計画局都市企画部都市計画課

(都市計画局都市企画部都市計画課)